

◎新潟県告示第457号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称  
種類 上越都市計画道路（上越市決定）  
名称 3・4・5号 御幸町本町線  
3・4・6号 安国寺塩屋線
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課